

堺市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

現行	改正後（案）
（省略） （協議事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 （1）法第5条第1項に規定する計画の策定及び変更に関する事項 （2）計画の実施に関する事項 （3）計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 （4）計画の評価に関する事項 （5）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、<u>運賃若しくは料金等</u>に関する事項 （6）国の地域間幹線系統確保維持改善事業に関する事項 （7）前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認める事項 （省略） （委任） 第20条 （略） 附 則 この規約は、令和4年12月22日から施行する。 附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和7年1月29日から施行する。	（省略） （協議事項） 第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 （1）法第5条第1項に規定する計画の策定及び変更に関する事項 （2）計画の実施に関する事項 （3）計画に位置づけられた事業の実施に関する事項 （4）計画の評価に関する事項 （5）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項 （6）国の地域間幹線系統確保維持改善事業に関する事項 （7）前各号に掲げるもののほか、法第2条第1号に規定する地域公共交通に関し必要な協議として協議会が認める事項 （省略） （委任） 第20条 （略） 附 則 この規約は、令和4年12月22日から施行する。 附 則 この規約は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 この規約は、令和7年1月29日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和 年 月 日から施行する。</u>

別表 1（第 13 条第 2 項、第 3 項関係）

名称	協議事項	第 13 条第 2 項に規定する事項
堺市地域 公共交通会 議（以下「交 通会議」とい う。）	地域の実情に応 じた適切な乗合旅 客運送の態様、 <u>運賃</u> 若しくは料金等に 関する事項及び交 通会議の運営方法	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運 送の態様、 <u>運賃</u> 若しくは料金等に関する 事項
堺市地域 間幹線系統 確保維持会 議（以下「幹 線会議とい う。）	国の地域間幹線 系統確保維持改善 事業に関する事項 及び幹線会議の運 営方法	国の地域間幹線系統確保維持改善事業 に関する事項

別表 1（第 13 条第 2 項、第 3 項関係）

名称	協議事項	第 13 条第 2 項に規定する事項
堺市地域 公共交通会 議（以下「交 通会議」とい う。）	地域の実情に応 じた適切な乗合旅 客運送の態様等に 関する事項及び交 通会議の運営方法	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運 送の態様等に関する事項
堺市地域 間幹線系統 確保維持会 議（以下「幹 線会議 という。）	国の地域間幹線 系統確保維持改善 事業に関する事項 及び幹線会議の運 営方法	国の地域間幹線系統確保維持改善事業 に関する事項